



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 26 日 (月曜日) 第 614 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3	
○公金の徴収、収納及び支出に関する事務の委託 (水産政策課) 3	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 3	

○道路の供用の開始 (3 件) …………… (道路保全課) 4	
○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (物品管理調達課) 4	

公 告

○徴税吏員証の無効公告…………… (税務課) 5	
○入札公告…………… 5	

教育委員会規則

○県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 6	
---	--

告 示

宮崎県告示第 310号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560290530	訪問看護ステーション Dream	宮崎県都城市金田町2135番地2	株式会社STEP ONE	宮崎県都城市金田町2135番地2	令和7年4月1日	訪問看護
4560490148	訪問看護リハステッブ郷	宮崎県日南市中央通2丁目2番地5	合同会社T-CARE	宮崎県日南市北郷町郷之原乙2508番地1	令和7年4月1日	訪問看護
4561990088	訪問看護ステーション翼	宮崎県東諸県郡綾町入野 295番地3	合同会社Goot o. Day	宮崎県東諸県郡綾町入野 295番地3	令和7年4月1日	訪問看護
4570200453	指定訪問介護事業所 白寿	宮崎県都城市庄内町8673	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	宮崎県都城市南横市町4000番地	令和7年4月1日	訪問介護
4570204984	スマイルライフ早水の杜	宮崎県都城市早水町4503番95	株式会社早水の杜	宮崎県都城市早水町4503番95	令和7年4月1日	訪問介護
4570204984	スマイルライフ早水の杜	宮崎県都城市早水町4503番95	株式会社早水の杜	宮崎県都城市早水町4503番95	令和7年4月1日	通所介護
4571901174	ケアハウスサン・グラン	宮崎県東諸県郡国富町岩知野明久 357番地	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野明久 357番地	令和7年4月1日	特定施設入居者生活介護

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 311号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 5 月 26 日

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290530	訪問看護ステーション Dream	宮崎県都城市金田町2135番地2	株式会社STEP ONE	宮崎県都城市金田町2135番地2	令和7年4月1日	介護予防訪問看護
4560490148	訪問看護リハステーション	宮崎県日南市中央通2丁目2番地5	合同会社T-CARE	宮崎県日南市北郷町郷之原乙2508番地1	令和7年4月1日	介護予防訪問看護
4561990088	訪問看護ステーション翼	宮崎県東諸県郡綾町入野 295番地3	合同会社Go-to Day	宮崎県東諸県郡綾町入野 295番地3	令和7年4月1日	介護予防訪問看護
4571901174	ケアハウスサン・グラン	宮崎県東諸県郡国富町岩知野明久 357番地	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野明久 357番地	令和7年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

宮崎県告示第 312号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年5月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570202913	デイサービスなかま	宮崎県都城市太郎坊町1530番地	社会福祉法人なかま福祉会	宮崎県都城市太郎坊町3149番地1	令和7年4月1日	通所介護
45B0300031	杉本病院介護医療院	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目11番地5	令和7年4月1日	短期入所療養介護
4570202566	デイサービス なごみの里	宮崎県都城市蓑原町8113番地	有限会社ケアハウスめくもりの里	宮崎県都城市五十町2394番地5	令和7年4月30日	通所介護
4570302036	ホームヘルプサービス誠	宮崎県延岡市恒富町3丁目7番地3	医療法人社団広洋会	宮崎県延岡市博労町4番地4	令和7年4月30日	訪問介護
4570302044	デイサービス広洋園	宮崎県延岡市恒富町3丁目7番地3	医療法人社団広洋会	宮崎県延岡市博労町4番地4	令和7年4月30日	通所介護
4570302176	ホームヘルプサービス 桜華	宮崎県延岡市恒富町三丁目5番地6	株式会社博楽	宮崎県延岡市恒富町三丁目5番地6	令和7年4月30日	訪問介護
4570302192	デイサービス 桜華	宮崎県延岡市恒富町3丁目5番地6	株式会社博楽	宮崎県延岡市恒富町三丁目5番地6	令和7年4月30日	通所介護

宮崎県告示第 313号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年5月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0300031	杉本病院介護医療院	宮崎県延岡市三ツ瀬町	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町	令和7年4月1日	介護予防短期入

院	瀬町1丁目11番地5	会	瀬町1丁目11番地5	所療養介護																						
<p>宮崎県告示第 314号</p> <p>森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。</p> <p>令和7年5月26日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字板数字小槌ケ尾4391-2、4399、4401から4406まで、4408、4409、4409-1、4409-2、4410、4412、4413、4415、4416、字苦木4497、4499、4508、4510、4511、4515、4516、4518、4519、4525</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>			<p>令和7年5月26日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>道路の種類</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>新旧の別</th> <th>敷地の幅員（メートル）</th> <th>延長（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">27</td> <td rowspan="2">県道</td> <td rowspan="2">宮崎北郷線</td> <td rowspan="2">日南市北郷町北河内字小津留7278番15地先から同市同町北河内同字7278番6地先まで</td> <td>旧</td> <td>5.0～22.5</td> <td>277.6</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>11.8～36.2</td> <td>267.2</td> </tr> </tbody> </table>			路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	27	県道	宮崎北郷線	日南市北郷町北河内字小津留7278番15地先から同市同町北河内同字7278番6地先まで	旧	5.0～22.5	277.6	新	11.8～36.2	267.2				
路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）																				
27	県道	宮崎北郷線	日南市北郷町北河内字小津留7278番15地先から同市同町北河内同字7278番6地先まで	旧	5.0～22.5	277.6																				
				新	11.8～36.2	267.2																				
<p>宮崎県告示第 315号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収、収納及び支出に関する事務（以下「公金事務」という。）の事務を次のとおり委託した。</p> <p>令和7年5月26日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 委託した指定公金事務取扱者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店</td> <td>宮崎市港2丁目6番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出及び歳入等沿岸漁業改善資金に係る貸付金についての支払業務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務</p> <p>3 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年4月1日</p> <p>4 指定公金事務取扱者に委託をした日 令和7年4月1日</p> <p>5 指定公金事務取扱者に委託する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>			名称	事務所の所在地	九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店	宮崎市港2丁目6番地	<p>宮崎県告示第 317号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>なお、関係図面は、令和7年5月26日から同年6月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年5月26日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>道路の種類</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>新旧の別</th> <th>敷地の幅員（メートル）</th> <th>延長（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">49</td> <td rowspan="2">県道</td> <td rowspan="2">北方土々呂線</td> <td rowspan="2">延岡市下三輪町 823番1地先から同市同町 824番4地先まで</td> <td>旧</td> <td>9.0～14.8</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>9.0～18.0</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table>			路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	49	県道	北方土々呂線	延岡市下三輪町 823番1地先から同市同町 824番4地先まで	旧	9.0～14.8	8.0	新	9.0～18.0	8.0
名称	事務所の所在地																									
九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店	宮崎市港2丁目6番地																									
路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）																				
49	県道	北方土々呂線	延岡市下三輪町 823番1地先から同市同町 824番4地先まで	旧	9.0～14.8	8.0																				
				新	9.0～18.0	8.0																				
<p>宮崎県告示第 316号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>なお、関係図面は、令和7年5月26日から同年6月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p>			<p>宮崎県告示第 318号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>なお、関係図面は、令和7年5月26日から同年6月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和7年5月26日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>道路の種類</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>新旧の別</th> <th>敷地の幅員（メートル）</th> <th>延長（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">204</td> <td rowspan="2">県道</td> <td rowspan="2">下野鹿狩戸線</td> <td rowspan="2">西臼杵郡高千穂町大字岩戸字古森1734番1地先から同郡同町同大字</td> <td>旧</td> <td>7.4～13.2</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>9.8～15.6</td> <td>15.0</td> </tr> </tbody> </table>			路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字古森1734番1地先から同郡同町同大字	旧	7.4～13.2	15.0	新	9.8～15.6	15.0				
路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）																				
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字古森1734番1地先から同郡同町同大字	旧	7.4～13.2	15.0																				
				新	9.8～15.6	15.0																				

			同字1734番 1地先まで			
--	--	--	------------------	--	--	--

宮崎県告示第 319号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字園 田32番 4 地 先から同市 同大字字長 谷場1426番 4 地先まで	旧	6.8～ 30.7	144.8
				新	10.7～ 31.5	144.8

宮崎県告示第 320号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土 々呂線	延岡市下三 輪町 823番 1 地先から 同市同町 8 24番 4 地先 まで	令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県告示第 321号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字古森 1734番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字1734番 1 地先まで	令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県告示第 322号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字園 田32番 4 地 先から同市 同大字字長 谷場1426番 4 地先まで	令和 7 年 5 月 26 日

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 7 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 323号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第 8 条関係） 1 [略]	別表（第 8 条関係） 1 [略]

2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
[略]	
(9) 1の表(1)の項から(7)の項まで及びこの表(1)の項から(8)の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	[略]
[略]	

2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
[略]	
(9) 1の表(1)の項から(7)の項まで及びこの表(1)の項から(8)の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	[略]
[略]	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は、この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。

公 告

次の身分証票は、紛失した旨の届出があったので無効とする。

令和7年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

証票番号	証票の種類	紛失者の所属	交 付 年月日
第6041号	徴税吏員証	高鍋県税・総務事務所	令和6年 5月1日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,550台（一般業務用端末及びインターネット専用端末）
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年10月31日
- (4) 契約期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様書別紙による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者で

あること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7045

イ 提出期限 令和7年6月12日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和7年5月26日から令和7年6月3日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
(2) 期間 令和7年5月26日から令和7年6月26日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
(2) 交付期間 令和7年5月26日から令和7年6月26日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

- 7 入札に関する質問及び回答

- (1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

イ 提出期限 令和7年6月20日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール（アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

- (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

(2) 提出期限 令和7年6月26日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

- 9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和7年6月27日午前10時

- 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

- 11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については、2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

- 13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

- 16 Summary

(1) Nature and Quantity of the products to be required: Personal computers (1,550 computers.)

(2) Time-limit for tender: 5:00 PM on 26 June, 2025

(3) Contact Point for Inquiries: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

教育委員会規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

宮崎県教育委員会規則第6号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(学科)			(学科)		
第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。			第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。		
学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科	学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科
[略]			[略]		
県立日南くろしお支援学校	普通科		県立日南くろしお支援学校	普通科、 <u>職業科</u>	
県立都城きりしま支援学校	普通科		県立都城きりしま支援学校	普通科、 <u>職業科</u>	
[略]			[略]		
県立延岡しろやま支援学校	普通科		県立延岡しろやま支援学校	普通科、 <u>職業科</u>	
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

--	--